

加藤誠二さんへの不当判決に満腔の怒りを もって弾劾し、控訴審勝利に向けて闘おう！！

本日、名古屋地方裁判所は、加藤誠二さんの懲戒解雇撤回を求めて闘ってきた『蒲郡駅事件・民事裁判「平成19年(ワ)第3845号事件」』で、不当にも原告の請求を棄却する判決を下した。

我々は、この不当判決に満腔の怒りを込めて弾劾すると共に、ただちに控訴して闘うことを宣言する。

この不当判決は、いうまでもなく、4月21日の刑事事件の不当判決を下敷きしたものであり、まさに有罪ありきの判決である。

判決の内容は、「相当程度に証明されている」というが、断定されてはいない。

それは、第一に、内部文書とホームページとの一致に関しては、「類似性は高く」「蓋然性が相当程度に高い」といい加減な認定である。

第二に、防犯ビデオの映像についても「相当の蓋然性をもって推認できる」「相当程度に証明される」と独自の推論を述べているなど、最初から「有罪判決」ありきであるがゆえに、「推認」で誤魔化しているのだ。

さらに、「書庫に鍵がかかっていた可能性」には、古田助役は「秘密文書の管理に対する認識に甘い点があった」から「鍵を掛けて厳重に保管していたとの供述のみで鍵を掛けていた可能性を推認できるものではない」と全く都合の良い判断をしている。また、「指紋がない」という反論には「指紋捜査が行われたと認められるに足る証拠はない」と主張し、加藤誠二さんが「本件窃盗を犯したものと推認される」ので「会社の解雇選択は不当ではない」と結論づけている。

すなわち、刑事事件における「推認」での有罪判決を擁護しているだ。

だからこそ、名古屋地方裁判所の判決は、会社の言い分だけを鵜呑みにし、そして、採用し、加藤誠二さんの証言・主張を門前払いしたのである。

裁判所自ら政治弾圧に与し、労働組合破壊に手を貸したのだ。まさに司法の反動化である。

我々は、美世志会、F21の仲間に向けられた弾圧を跳ね返す闘いと連動させ、さらに闘いを強化し、加藤誠二さんの完全無罪・早期職場復帰をかちとるために職場から断固闘い抜く！！

2009年5月19日
JR東海労働組合名古屋地方本部